

業務再点検結果報告

| | |
|---------|--|
| 部署名 | 東北農政局生産経営流通部農産課 |
| 部署の業務内容 | 部の庶務、水田農業構造改革の推進、米麦大豆雑穀の振興、地産・地消の推進、環境保全型農業の推進、鳥獣害対策 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 |
|-------------|---|----|---|
| 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・直接採択事業では担当者が現地に赴き、事業計画書の作成等を直接指導している。 ・担当者不在時の電話の場合は後刻担当者から電話をかけさせている。 ・管内市町村長に対し水田等有効活用促進対策、産地確立対策及び耕作放棄地等再生利用緊急対策をパッケージにした個別説明をするとともに市町村長からは農業施策全般についての意見を聞き、概ね好評を得ている。 |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情等についての対応マニュアルは作っていないが、あった場合は課長に報告するようにしている。また、内容に応じて本省へ上げるようにしている。 |
| | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | — | |
| 基本的な視点 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業を中心とした予算説明会の実施やキャラバンを組んだ水田有効活用対策等の市町村長への説明を実施している。 ・施策を国民に広く知ってもらうために説明会やシンポジウム等を開催しているが、会議開催後にはアンケートを行い、会議の善し悪しの評価を得ることにしている。また、アンケートでは次のテーマの希望を取り、視聴者の意見・希望に添った内容を実施することに心掛けている。 ・参考となる意見は取り入れているが、ルール化しているものではない。 |
| | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | × | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | — | |
| | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | × | |
| | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容が作物の振興中心であるために生産者サイドになっていることは否めない。 ・しかし、作物の生産は消費あつての事を強く理解し、消費者に喜ばれる安全・安心な作物の生産、消費者に買ってもらえる作物の生産を心がけた業務推進を行っている。 |
| | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | ○ | |
| | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | ○ | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|--|--|--|--|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | ○ ・安全業務そのものではないが、GAP導入の推進、環境保全型農業の推進に取り組んでいる。 | |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | × | <p>・昨年の冷凍餃子や事故米事件をきっかけに消費者の食品に対する安全・安心意識は一層向上していることは課員全員が理解している。</p> <p>・しかし、当課は作物の生産振興を中心業務としている課であることから農産物の品質向上やコスト削減等の生産面の意識が強い。</p> <p>・改めて、業務全体を消費者あつての生産であることの意識改革を行う。</p> |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | × | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | ○ | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | ○ | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | × | |
| | | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | — | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | × | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○ | ・何を持って食の安全業務とするかは判断が分かれるところであるが、すべての業務に食の安全を意識した取り組みを行う。 | |

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | | / | |
| | | / | |
| | | / | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|------------------------------|
| 部署名 | 東北農政局生産経営流通部園芸特産課 |
| 部署の業務内容 | 野菜、果実、特産物及び花きの生産・流通・消費に関すること |

| | | 項目 | 対応 | 点検結果の概要 |
|-------------|----------------|---|----|---|
| 総論 | | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | セミナー開催の際のアンケート調査から十分な理解をえられていないことが分かった。特に外食・中食事業者からの生産者の情報について十分でなかったことから内容を改善する。 |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | × | |
| 苦情、要請等への対応 | | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | ○ | 苦情等の対応方法はルール化されているが、苦情等を的確に収集する体制が不十分であることからアンケート調査等による広い意見収集の取組を強化する。 |
| | | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | — | |
| 基本的な視点 | 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | 事業実施説明会において、説明に要した時間が大半を占め、質疑の時間が少なくなってしまうことから、説明内容を改善するとともに質疑、意見の時間を増やすようにする。 |
| | | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | ○ | |
| | | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | — | |
| | | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | |
| 業の振興と消費者の利益 | | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | × | 生産者と消費者が同一のテーマで意見交換できる場を設定していく。 |
| | | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | ○ | |
| | | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | ○ | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|--|--|---|---|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | ○ 現在同様に消費・安全部関係課と連絡を密にし、現地説明会等に必ず同席するよう改善する。 | |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | × | 食の安全確保について、消費者が関心を持っていることは十分理解でき、当然のことであると考え。野菜・果実・特産農産物の生産振興の業務に携わる園芸特産課は、安全な農作物生産を根幹に業務を遂行する。 |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○ | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | ○ | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | ○ | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | × | |
| | | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | — | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | × | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○ | 食の安全確保は農産物の生産・流通において根幹をなすものであることから、施策説明の場等においてその周知徹底を行う。随時実施。 | |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|---------------------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | 事業実施の内容が現場に伝わっていない。 | / | 現場に出向き、直接説明を行なう。 |
| | | / | |
| | | / | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|--|
| 部署名 | 東北農政局生産経営流通部畜産課 |
| 部署の業務内容 | ①畜産の振興及び畜産の環境保全②畜産物の生産、流通、消費③牛乳及び乳製品の生産、流通④飼料作物の生産及び利用⑤草地の開発及び各種施設整備 等 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|--------|----------------|---|---------|---|
| 基本的な視点 | 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | ○消費者、流通業界、JA等の関係者を対象に、飼料高騰、畜産物価格等について、各種会議及びシンポジウム等を開催し説明を行うと共に、意見交換等による情報発信を実施している。今後ともこれらの機会を継続すると共に、各種説明資料を簡略化し図や写真等を多用して相手方に視覚にて理解できるものへと改訂する。 ○新聞、テレビ等に積極的にプレスし、広く消費者等に周知している。このことにより農政局が取組んでいる事業等に関心を持ってもらい、取組内容が理解され質問・意見等いただいている。 |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | ○現在のところ、不誠実だとの批判を受けていない。 ○苦情発生の対応については、課内において各班(各班(係→専門官→課長補佐(総務)→課長))でルール化して対応している。 ○現在のところ、改善すべきとの声は寄せられていない。 |
| | | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。 | — | |
| | 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | ○各種施策推進のため、各県・関係団体・試験研究機関等を構成員とする飼料増産行動会議及び肉用牛増頭推進会議等を農政局が設置・開催し、各会議毎に行動計画を策定(具体的に目標数字を設定)し推進している。また、各県段階及び地域段階においても同様な会議を設置し関係者一体となって推進している。 ○更に、各県及びJA等の会議に積極的に参画し、各種事業内容を説明し事業推進を図っている。 ○説明会や意見交換会においての意見・要望等についての対応及び不誠実等の批判はを受けていない。 |
| | | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | — | |
| | 業の振興と消費者の利益 | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | ○畜産公共事業において、事業実施主体・参加農家の補助残に税制等が一部該当し、税制担当課と連携し推進している。 ○消費者サイドと業界サイドの利害は相反するものであり、必ずしも一致しないと認識している。 |
| | | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | ○ | |
| | | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | ○ | |
| | | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | ○ | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|--|--|--|--|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | ○ ○畜産物の生産・処理加工において各種法律、規範等がある。 | |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | ○ | ○BSE発生に対応したマニュアルの整備、消費・安全部との連携強化及び各部・各課の役割分担を明確にするとともに、管内各県との迅速な情報の共有化を図っている。 ○各部と各種対策等について連携して実施する場合に、対応策及び具体的推進に不都合が生じる場合、その都度改善等について働きかけている。 |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | ○ | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○ | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | ○ | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | ○ | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | × | |
| | | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | × | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | × | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○ | ○従来以上に、担当課以外の業務についても広く目を向け、情報を把握・吸収・咀嚼し、職員への指導・教育を深め担当以外の業務についても幅広い見地に立った業務遂行を推進することとしている。 | |

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|---|---|--|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | ○各種会議・シンポジウム・現地調査等において、畜産農家等から事業内容について質問があった。 | / | ○その場で説明できる部分は説明し、不足分については関係資料を送付するとともに、場合によっては現地まで出向き農家・JA・市町村担当者に詳細な説明をして事業を推進している。 |
| | | / | |
| | | / | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|---|
| 部署名 | 東北農政局生産経営流通部担い手育成課 |
| 部署の業務内容 | 農業経営の担い手の育成・確保及びその経営確立への支援、水田経営所得安定対策の推進を通じて、農業経営の改善・安定に資する業務を実施。 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 |
|-------------|---|----|---|
| 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | 水田経営所得安定対策に係るキャラバンの実施や説明会への参画。「農政安心ダイヤル」の設置窓口となっている。 |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | また、9～10月にかけて水田経営所得安定対策の加入者を対象に実施した調査結果によると、全国で6～7割、東北管内では約8割の者が本対策を「評価する」としている。 |
| 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | ○ | 平成19年産の水田経営所得安定対策の全ての支払い及び20年産の1月までの支払いの対象となった案件を対象に総点検を実施。確認された過不足払いの原因は、基本的に「審査もれ」であり、再発防止のためのダブルチェック体制の徹底を図る。 |
| | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | また、「農政安心ダイヤル」に寄せられた苦情等は定期的に本省担当課へ報告するというルール化あり。その他、個人で抱え込むことのないよう、課内調整の上、対応を図っている。 |
| | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | — | |
| 基本的な視点 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | 原則として、毎年度東北農政局の「行動計画」及び「評価結果」という形でオープンにしている。 |
| | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | 水田経営所得安定対策に係るキャラバンや担い手育成シンポジウム等を開催して意見交換等を実施し、いただいた意見等は本省担当課へつないでいる。また、水田経営所得安定対策の加入者あてには、年5回、施策等を紹介した「経営所得安定対策だより」をダイレクトメールにて送付。 |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | キャラバン等により、見直しの意見を聴いている姿勢は評価される場合が多かった。また、「経営所得安定対策だより」で紹介した施策への問い合わせは多数寄せられた。 |
| | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | — | |
| | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 原則として、行動計画とその評価については、ホームページ等に意見をいただき、翌年度の行動計画に反映させる。また、農政安心ダイヤルに寄せられた意見についても、本省報告をルール化している。 |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | ○ | 左記の事項については、農地保有合理化法人及び担い手育成総合支援協議会に関する予算。 |
| | 農業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | ○ | 左記の認識については、こうしたギャップの存在を前提として、農業を「家業・生業」から「事業・企業」へ転換することをテーマとしたシンポジウム等を開催した。 |
| | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | × | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|--|--|---|---|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | | | |
| | | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | ○ | 認定農業者等担い手の育成・確保の業務を実施しているところであり、経営感覚に優れた担い手にとって、食の安全は「大前提」とであると認識。 |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | × | BSE発生が7年半前であり、また、当課がH19年の新設課であることから、具体的な見直しの対応状況は不明。 認定農業者等担い手の育成・確保の業務を実施しているところであり、経営感覚に優れた担い手にとって、食の安全は大前提であると認識。なお、科学的な知見等に基づいて業務が行われていない理由は、認定農業者の認定等に際し直接的な要件とはなっていないため。 フードチェーンの間については、直接の業務ではないが、トレーサビリティの推進は現在も行われており、更に推進すべきだと思う。なお、科学的根拠がないのは、当課実施の業務が、トレーサビリティ等の実施を直接的な要件とはしていないため。 |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○ | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | × | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。 | × | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | × | |
| おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | | — | | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | × | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○ | 担い手育成・確保運動展開の際、「食の安全・安心」が根本であることを改めて周知したい。随時実施。 | |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|--|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | | | |
| | | | |
| | | | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|--|
| 部署名 | 東北農政局生産経営流通部構造改善課 |
| 部署の業務内容 | 農地制度、農業構造の改善、担い手育成のための補助事業、及び国有農地、開拓財産等の売渡、譲与等の事務等 |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|--|---------------------------------------|--|---|---|
| 基本的な視点 | 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | 職員に対して、外部からの問い合わせ等に対しては、相手方の意見を十分聞いた上で、内容をお互いに確認し、対応するよう周知している。そのことが出来ていると思慮されることから、特段苦情等も寄せられていない。 |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 国民からの苦情等の大部分が制度等の理解不足のものであり、当方からの説明によりほとんどが理解されている。また、即答が困難なものや事実確認が必要なもの等については、そのことを相手に伝え、後日連絡(説明)していることから、不誠実との批判等は寄せられていない。 |
| | | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | × | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | — | |
| | | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。 | ○ | |
| | 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | 施策の推進については、関係機関へのキャラバン等を行いながら、地元の方々との意見交換等により情報収集に努め、出された意見等については、機会あるごとに本省に伝えている。個別事業に関連しては、事業実施目標の未達成、施設の低利用地区等に対して直接現地での意見交換等を行い、原因究明と改善策等の指導を行っている。 |
| | | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| | | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | × | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | — | |
| | | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | × | |
| | 業の振興と消費者の利益 | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 県農業会議、農業委員会への業務指導や補助金・交付金等の交付、地域担い手育成総合支援協議会等への事業指導や補助金の交付。 |
| | | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | ○ | |
| 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | | × | | |
| | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | ○ | 一般企業からの農業参入に際しては、参入区域が限定されており、個人参入者は条件が異なる。 | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|---|--|--|---|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | × | 各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接、食の安全に関する事項はなかった。 |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | ○ | 業務の進め方について一部見直しを行ったものの、業務内容が土地政策と担い手育成対策であり、直接に食の安全に関する業務でないことから、職員の食の安全意識に遅れがある。 |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | × | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | — | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | — | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | — | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | — | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | — | |
| | | おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | — | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | — | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | ○ | 担当課以外の業務に広く目を向け、情報を把握し、業務以外にも幅広い見地に立った業務推進することとする。 | |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|---|---|----------------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | 一般企業からの農業参入に際しては、参入出来る区域を制限するのではなく、個人の新規参入者等と同等に、どの地域にも参入できるようにしてもらいたい。 | / | 農地法改正(案)に盛り込んでおり、衆議院に提出済み。 |
| | | / | |
| | | / | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|---|
| 部署名 | 東北農政局生産経営流通部経営支援課 |
| 部署の業務内容 | ①新規就農の促進、青年農業者の育成確保、②農業・農村地域における男女共同参画、③農業者等に対する農業協同普及事業、④資金・農業信用基金協会に関すること |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---------------------------------------|----------------|--|---------|--|
| 基本的な視点 | 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | 丁寧・誠実・親切な対応に取り組んでいるところであるが、現在のところ、具体的な取組につき評価を求めるための積極的な意見聴取等の実施に至っていない。(消極的にイベント参加者からの評価を聞くに止まっている現実) |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | — | |
| | 苦情、要請等への対応 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | 苦情・問合わせに対応するためのシートを作成し、苦情・問合わせ時の対応の概要、その後の処理等を記入するとともに、課内職員で情報共有のため同シートを閲覧する仕組みとした。(個人の借入情報等を含むことから、部内等とは広く共有しない) |
| | | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | — | |
| | 政策の目的・効果に関する説明 | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | — | 施策の説明のための説明等は県を通じたものを中心としていたが、農業者等に直接接する農協等に視点を変えて接してみると不十分と感じた。このため、年度内に、県、窓口農協等に対する説明・意見交換を開催。従来からの女性起業家等からの意見を聞く場で提出された意見に加え、これにより、窓口農協等からの意見を施策に反映させる仕組みをさらに充実させる。 |
| | | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | |
| | | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | — | |
| | | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | ○ | |
| | | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | — | |
| | 業の振興と消費者の利益 | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | — | 当課所管業務では、農業信用基金協会の指導・監督業務が該当する。農業者の利益と農業信用基金協会の利益(公益性確保のための経営の健全性確保)は、相反する面があることを十分に意識した対応を行う。 |
| | | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | |
| | | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | ○ | |
| | 業の振興と消費者の利益 | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | ○ | |
| 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | | ○ | | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 | |
|---|--|--|---------|--|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | | | |
| | | 部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。 | ○ | 男女共同参画の一環としての女性起業においては、農産物の加工・販売等を担うものがあること、同取組み等に関する普及組織、同取組等に対する融資・保証の業務を通じて、関連 |
| | 業務の見直し | BSE発生後業務の見直しを行ったか。 | × | 業務改革点検の中で、食の安全を強く意識して業務を見つめている。関係機関等を指導する局面においては、担当部署等から得た科学的な根拠に基づき措置することとし、安易に科学的根拠に基づかない措置はとらないこととしている。 |
| | | 見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。 | — | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。 | ○ | |
| | | 部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか） | ○ | |
| | | フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。 | ○ | |
| | | その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。 | ○ | |
| | | 他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。 | — | |
| おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。 | | — | | |
| 第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。 | × | | | |
| 影響可能性の確認 | 食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。 | ○ | | |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------|---|----------------------|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | | / | |
| | | / | |
| | | / | |

業務再点検結果報告

| | |
|---------|-------------------|
| 部署名 | 東北農政局 生産経営流通部 食品課 |
| 部署の業務内容 | 食品産業の振興に関すること |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 |
|----------------|--|----|---|
| 総論 | 消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。 | ○ | ・食品産業に係る他部・課に関する事業施策なども素早い連携を取れるよう体制づくりをし、また、各種施策の相談窓口を東北経済産業局と連携して設置している。 また、相談を受ける際には、言葉遣い、丁寧な対応、不明な問題は確認し、素早く返答するなど心掛けるようにしている。 ・具体的には、農商工連携など、出来る限り、食品産業事業者や農業者など各層に対して、独自で、説明会・意見交換会などを開催したり、相談を受けている。 改正食り法において、定期報告義務が課せられたことに伴い、該当事業者から記載に関する不安の声が寄せられ、当該報告書に関する説明会を開催することとしている。 特段、「適切であるとの評価」を受ける仕組みはないが、対応に感謝されたり、良い対応である旨の評価を聞くことはある。 |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | |
| 基本的な視点 | 国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | ・言葉遣い、丁寧な対応を、心掛け、不明な問題は、担当部署への確認、場合によっては説明をした上で回付など、素早く対応している。 ・上司に報告し、対応を検討することとしている。 |
| | 苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。 | ○ | ・具体的には、相談窓口「市場取引110番」で、大規模小売業者のバイイングパワーに起因する卸売市場における不適切な取引の通報・相談とルール化されており、その他取引(出荷者対卸等)・消費者からの苦情等のルール化はされていないが、相談をうけたり、しかるべき場所を紹介している。 |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | × | |
| | 対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。 | — | 商品先物取引に関する苦情相談は「手引き」により対応し、しかるべき場所を紹介している。 |
| 政策の目的・効果に関する説明 | 国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | ・「県単位の説明」、「地域での説明」、「要請による地区・グループへの説明」、「市町村への説明」など出来る限り内容の説明に対応。機会あるごとに意見交換を行っている。 |
| | 政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。 | ○ | ・また、そこで得た批判や疑義などは、機会を捉えて本省に報告、検討などを依頼している。しかし、本省に報告している事項は、真に反映されているかどうか不明である。 |
| | 国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。 | ○ | ・「丁寧な説明を受けて良かった」「わからないことがわかって良かった」、また、市町村などからは「県でもこれまで細かな対応をしていただけなかったので良かった」などの評価を受けている。 |
| | 政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。 | × | ・具体的には、食品産業と農業との連携した地域経済活性化の取組などに関し、セミナーやシンポジウムの開催、意見交換会、相談会、情報提供を行っている。 改正食り法における定期報告義務の説明会は、遠方での説明会に参加できない該当事業者に対して、北東北においても説明会を開催する予定としている。 |
| | そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。 | — | 市場関係業務の担当者に対し会議を開催し、政策等について説明をしている。また、市場関係者と東北農政局との意見交換会・懇談会を実施している。 |
| | ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。 | ○ | |
| | 説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。 | × | |
| 業の振興と消費者の利益 | 部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。 | ○ | ・特定の分野、団体の指導、監督業務;食品製造業、外食産業、卸売市場、食品小売業など、業が特定されていることが多いため、これらに指導、監督などを行うことになる。 |
| | 業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。 | ○ | ・予算;強い農業づくり交付金のうち、「卸売市場施設整備対策」 ・食品産業は、農業の振興とも消費者とも利益が一致しない事項が多く存在している。このため、常に、その認識を持って業務を行っている。 |
| | 現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。 | ○ | |

| 項目 | | 対応 | 点検結果の概要 |
|---------------|--------|---|---|
| 食の安全業務についての点検 | 総論 | ○ | 生鮮食料品等の流通や製造、販売に関する食品産業一般を所管し、消費者の食生活や食品の安全・信頼にも関連している。 |
| | 業務の見直し | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・BSE、鳥インフルエンザ、中国産餃子等の経験を含め、情報提供先リストや対応など業務の見直しを行っている。 ・「食品業界の信頼性向上自主行動計画」の普及やコンプライアンスに関するセミナーなどにより、国民の健康への悪影響発生未然防止に関する普及に努めている。 ・危害が発生した際などには、スムーズな情報の交換が出来るように準備している。 ・また、現在、食品安全に係る緊急事態等に対応するため、卸売市場危機管理対策マニュアルの作成に取り組んでいる。 |
| | | ○ | |
| | | ○ | |
| | | ○ | |
| | | ○ | |
| | | ○ | |
| | | ○ | |
| | | × | |
| | | - | |
| × | | | |
| 影響可能性の確認 | ○ | 食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。 | |

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

| | ご意見の内容 | | ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況 |
|--------------------------|--------------------------------------|---|---|
| 農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映 | 他省庁との連携、市町村への説明が良くできているなど、ご意見を頂いている。 | / | 今後も、国民の方々からのご意見を率直に受け、顔の見える反応を頂き、業務に活かして参りたい。 |
| | | / | |
| | | / | |